

令和 6 年度下野市男女共同参画推進委員会 事前質問回答

■資料 2

第三次下野市男女共同参画プラン 進捗状況報告書【全事業】

ページ	質問【質問者】	回答
P19	<p>栃木県では、とちぎパートナーシップ宣誓制度が導入されていますが、下野市としての独自の制度の導入を考えていますか。【楡木久美子委員】</p>	<p>【市民協働推進課】</p> <p>栃木県では、性的指向や性自認にかかわらず、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向け、令和 4 年 9 月に「とちぎパートナーシップ宣誓制度」を導入しました。</p> <p>本制度は、性的マイノリティを含む 2 人が、パートナーシップ関係にあることを知事に宣誓し、県が宣誓した 2 人に対して宣誓カードを交付する制度です。この宣誓カードを提示することにより、公営住宅への入居時や病院での面会などの際に家族同様のサービスを利用することができます。</p> <p>また、栃木県・茨城県・群馬県の北関東 3 県で連携協定を締結しており、両県への転居時の宣誓手続きの簡素化及びサービスの相互利用が可能となります。</p> <p>本市はこの制度の趣旨に賛同する考えです。本制度は、県全域が対象となり、広域的な範囲で取り組むことで、支援が充実するものと考えています。したがって現時点では、下野市として独自の制度導入は考えておりません。</p> <p>制度導入に伴い、市では宣誓カードの提示で市営住宅のサービスを受けられるように見直しを行いました。下野市には市営住宅が 2 棟 4 戸ありますが、制度を導入してから現在まで空きがなく、受け入れの実績はございません。今後募集のあった際には、県の制度を活用してまいります。</p> <p>性的マイノリティの方を含め、困難を抱えやすい状況にある人が安心して暮らせる社会を目指し、今後ともだれもが人権を尊重される環境づくりを推進してまいります。</p>